

最高裁人任第1378号

令和2年9月9日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

最高裁判所長官 大谷直人



判事兼簡易裁判所判事に任命されるべき者を次のとおり指名する。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

おって、同人は、本官たる判事補としての任期が令和2年9月19日限り終了し、同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となるものである。

たかべゆみ
高部祐未

(発令希望日 令和2年9月20日)

判事兼簡易裁判所判事任命資格調

(令和2年9月20日)

補職さべき庁	前 職	氏 名	生年月日	根拠法規
盛岡地家判事兼 盛岡簡裁判事	盛岡地家判事補 兼盛岡簡裁判事	高 部 祐 未	昭60.8.9	裁判所法第42条第1項 (同条第2項, 職権特例 法第3条の3による場合 を含む), 裁判所法第4 4条第1項(職権特例法 第3条の3による場合を 含む)

兼 官 理 由

簡易裁判所の令状事件等の処理を機動的に行うために、簡易裁判所判事を兼官させて裁判事務を適正に処理させたい。